

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月24日	
千葉県知事 殿	
提出者	
住 所 東京都港区芝浦1-1-1 浜松町ビルディング6階	
氏 名 株式会社イチケン 東京支店	
取締役 常務執行役員 支店長 磯野 慶治	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 03-5931-5656	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社イチケン 東京支店
事業場の所在地	東京都港区芝浦1-1-1 浜松町ビルディング6階
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	2023年度 東京支店売上高 46,726百万円
③従業員数	246人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添 2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 場内発生物の場内再利用。 ・ 打ち込み型枠の採用（メッシュ型枠、デッキ型枠）。 ・ 転用容器の採用。 ・ 場外加工の採用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記に木材のプレカット化、配管類をユニット化、P C化の実現。 ・ 廃棄物の多分別化と減量。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト、木材）の分別は必須とし、石膏ボード、廃プラスチック、紙（ダンボール）の分別。石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物に混入しないよう区分管理し、飛散防止措置を実施する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、専ら物の紙（ダンボール）、金属くずの再資源化。広域認定制度を利用し、石膏ボード、発泡ウレタンの再資源化を進める。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 移動式がれき類等破砕施設による再生砕石の場内再利用。 （仮設通路・埋戻し）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・再生資源化率の高い産業廃棄物処理業者の選定を促進する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生処理を中心にした再生資源化率の高い産業廃棄物処理業者の選定を促進する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託処分事業者の現地確認や評価を行う。 ・CO ₂ 削減に考慮し、極力近接産廃業者を選定。		
	※事務処理欄		

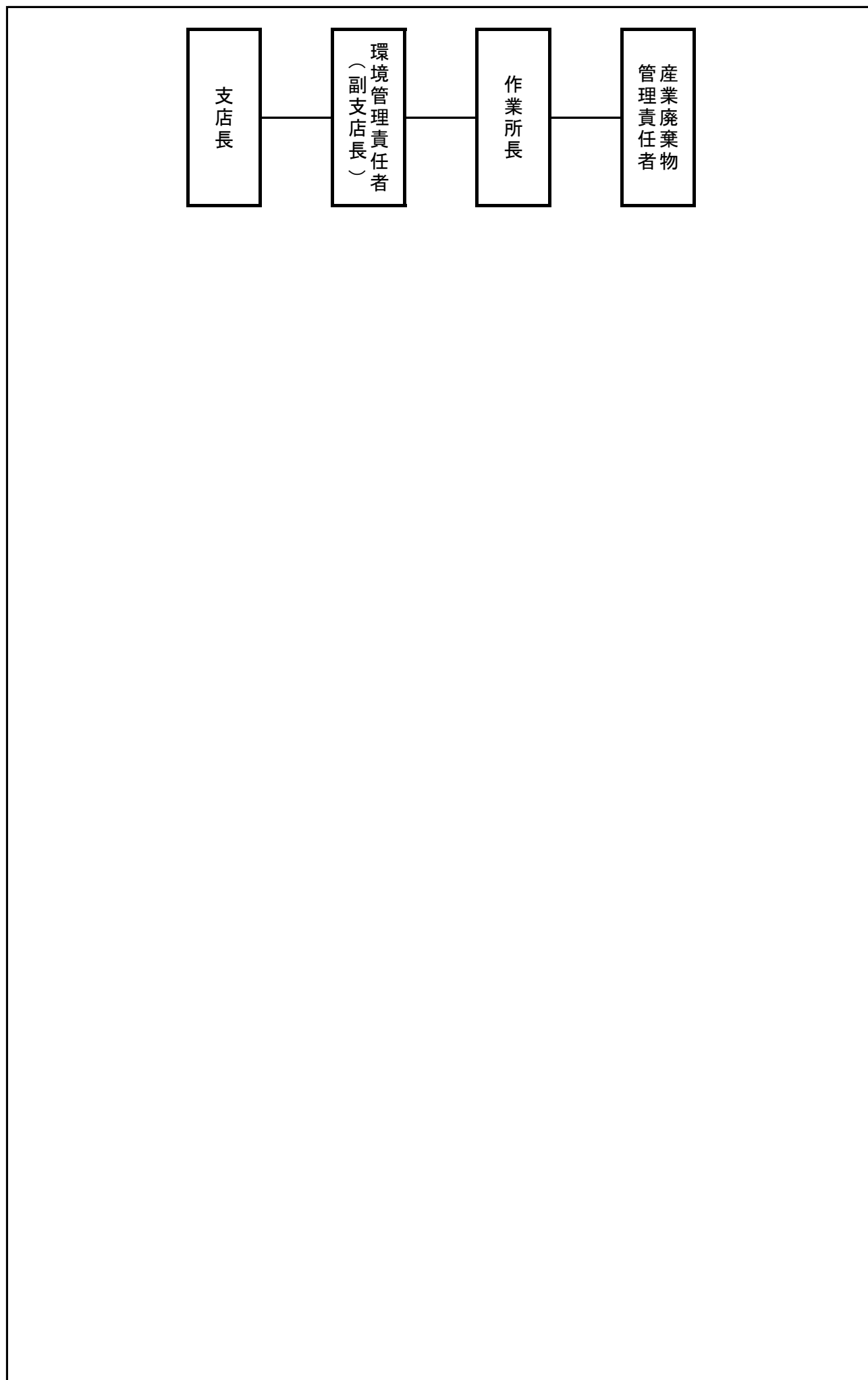
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

- ・ 汚泥→凝集固化（委託）→再生材として再利用
- ・ 廃プラスチック→破碎（委託）→再生材原材料、チップ燃料材（R P F 原料）
- ・ 紙くず→圧縮梱包（委託）→再生材原料、チップ燃料材（R P F 原料）
- ・ 木くず→破碎（委託）→再生材原料、チップ燃料材（R P F 原料）
- ・ 金属くず→破碎（委託）→再生材原料
- ・ がれき類→破碎（委託）→再生材原料
- ・ 建設系混合廃棄物→分別（委託）→破碎他→再生材原料他
- ・ 石膏ボード→破碎（委託）→改良土、肥料
- ・ 石膏ボード→（広域認定委託）→石膏ボードとして再生原料
- ・ 発泡ウレタン→（広域認定委託）→断熱材料として再利用

別添 2 管理体制図



[illegible]

[illegible]